

議案第19号

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例

八幡浜市立公民館条例（平成17年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
(略)			(略)		
川之石地区 公民館	八幡浜市保内町 <u>川之石3番耕地 11番地1</u>	川之石小学校 通学区	川之石地区 公民館	八幡浜市保内町 <u>川之石1番耕地 150番地1</u>	川之石小学校 通学区
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

川之石地区公民館の位置を変更するため。

